

発議第3号

令和3年6月18日

愛南町議会議長 原田 達也 殿

提出者 愛南町議会議員 中野 光博

賛成者 同 上 吉村 直城

「小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会」
の調査に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項
の規定により提出します。

「小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会」
の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり「小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会」の事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

(1)小山地区太陽光発電事業に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 6 人で構成する小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項（及び同法第 98 条第 1 項）の権限を調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、30万円以内とする。

理由

平成 28 年「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する条例」を制定し、許認可権を持つ町に対し、事業者は法令遵守は当たり前のこと。しかしながら全くもって存在もしない事実により条例に謳われてもいない「許可の取り消し」事業者からの再三の問い合わせに 7 か月後再確認。取り消しの根拠は全くなく。「取り消し」の「取り消し」を決定。

お粗末過ぎる行政の執行。事業者には「貴社に非はなく、全て町の責任、補償については本町として誠意をもって対応する所存です。」と公文書で回答。町長他 5 名の関係職員で謝罪にまで行きながら、議会には一切の報告もなく、4 か月後の 3 月議会の質問で事業者に送付した回答の公文書が提出される。

他、担当課長の工事中止命令などあきれ果てた行政の執行に対し、3 名の議員の質問にも整合性のない言い訳、意味不明の言い逃れ、挙句虚偽答弁の訂正すらも拒否。明確な経過報告もなく、町として真摯に原因究明に取り組む姿勢は全く見えない現況を踏まえ、このまま何一つ解明できぬままの状況のまま補償していかねばなりません。

行政の幼稚な不始末に住民の血税が注がれる事を住民が許すでしょうか？議会の役割、それは町民の代表として、行政が適正に執行されているか否か監視、批判、牽制。今こそ議会に与えられた権限を最大限発揮し、原因究明に取り組む事こそ、付託を受けた住民へのサービス。併せて、議会の責務です。

以上、本事件の真相解明、原因究明の特別委員会設置を求めます。